

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|---|
| <p>No.26</p> <p style="text-align: center;">第4章 市長と議会の関係</p> <p style="text-align: center;">（市長と議会の関係）</p> <p>第10条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立・対等で緊張感ある関係を保持するものとする。</p> <p>※ 条を繰り下げています。</p> <p>※ 3月27日の代表者会議で概ね一致</p> |
|---|

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|--|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | ○ | |
| 公明党 | ○ | 条文における二元代表制の表現（何度も出てくるようではおかしい）を確認することを条件に、賛成する。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案了承。わかりやすい。 |
| みんなの党 | ○ | |
| 生活者ネット | ○ | |
| 改革連合 | △ | 「独立・対等で」を「独立した、対等で」としたらどうか。 |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | △ | 「緊張感ある関係を保持するものとする。」を「緊張感ある関係の構築に努めるものとする」に変更してはどうか。どういう状態が“緊張感ある関係であるか”を常に問い続け、取り組んでいく姿勢を示すという意味合いです。「保持する」はどこを基準としているのか分かりづらい。「今」が完璧なのかどうかも各自意見が分かれると思います。 |

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|--|
| No.27 |
| 第10条 |
| 2 議会は、市長等の事務執行が適正、かつ、公正及び効率的に行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、政策提案・政策提言等を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 |

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|--|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | ○ | |
| 公明党 | ○ | 本条文は地方自治法第147条（市長の統括代表権）と第148条（市長の管理執行権）を否定するものではないとの認識のもと、賛成する。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案で了承。 |
| みんなの党 | ○ | |
| 生活者ネット | ○ | 監視・評価するものとし→監視・評価し、文言の整理 |
| 改革連合 | ○ | |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | ○ | これでよいと思いますが、「必要に応じて（認める場合は）」という言葉が連続して使われることは避けたいと思います。 |

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|--|
| No.28 第10条 3 議会は、議案等の審議に当たって、必要に応じて、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。 |
|--|

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|--|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | △ | 「必要に応じて」を削除する。この文言がなくても意味が通じるし、資料要求は議会の当然の権限と考えるから。 |
| 公明党 | ○ | まず、ここでいう議会は本会議と委員会を指す。また、議案等の審査とは、議員案も含まれる。「必要に応じて」とは、質量ともに十分な情報と検討する時間の確保の二点を意味する。本会議当日に上程して即決を求めるようなやり方は、本来認められない。最後の、資料の提出と情報の提供は意味がダブっていると思う。こうした検討を加えることを条件に「○」とする。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案了承。 |
| みんなの党 | ○ | |
| 生活者ネット | △ | 議会は、議案等の審議にあたり、十分に調査ができるよう市長がすべての議員に対等平等に情報を提供するもののほか、必要に応じて資料の提出や情報の提供を求めることができる。 |
| 改革連合 | ○ | |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | △ | 「必要に応じて、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。」を、「市長等に、様々な角度から議論を尽くす為の資料の提出や情報の提供を求めることができる」に変更してはどうでしょうか。 |

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|--|
| No.29 |
| 第10条 |
| 4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、必要に応じて、その形成過程の説明を求めることができる。 |
| ※ 3月27日の代表者会議で概ね一致 |

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|--|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | ○ | |
| 公明党 | ○ | 文末が「求めることができる」ということを確認したうえで、賛成する。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案了承。 |
| みんなの党 | ○ | |
| 生活者ネット | ○ | 意思決定以前にも、説明を求めることができることを確認したい。 |
| 改革連合 | ○ | 形成過程の説明を求めることができるとするのは了とするが、形成過程となると、十分な説明が得られるかまでは問わない。 |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | ○ | これでよいと思いますが、「必要に応じて」という言葉が連続して使われることは避けたいと思います。 |

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|---|
| No.30 第10条 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。 議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認めることができる。 ※ 3月27日の代表者会議で概ね一致 |
|---|

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|---|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | ○ | |
| 公明党 | ○ | 賛成する。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案了承。市長が行う質問は、議会に示されている資料の範囲で、ということを確認したい。逐条解説で説明するか検討したい。 |
| みんなの党 | ○ | |
| 生活者ネット | ○ | 論点確認であり、3回の質問には含めないことを確認したい |
| 改革連合 | △ | 質疑の論点がわからない時は、説明するのは当然なので、最後は「認めるものとする。」とすべきではないか。 |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | △ | 「議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認めることができる。」を、「議会は、市長等から質疑の論点・趣旨が分かりづらい旨の申し出があった場合は、その対象議員の再発言を認めるものとする」 |

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（3月27日持ち帰り事項）

【提出期限：4月7日（月）正午まで】

| |
|---|
| No.31 第10条 6 議会は、必要に応じて、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。 ※ 3月27日の代表者会議で概ね一致 |
|---|

各会派の意見

| 会派名 | 賛否 (○×) | 【意見】 |
|--------|------------|---|
| | | 【代替案など】 |
| 自由民主党 | ○ | |
| 日本共産党 | ○ | |
| 公明党 | ○ | 賛成する。 |
| 市議会民主党 | ○ | 原案了承。11条の全員協議会との整理の中で検討が必要。 |
| みんなの党 | ○ | 本条に第7項として以下の条文の提案をさせていただきます。 議員は、必要に応じて市政の諸問題について、市長等に文書で質問することができる。 |
| 生活者ネット | ○ | |
| 改革連合 | ○ | |
| 市民自治 | ○ | |
| 市民会議 | ○ | |
| こがおも | ○ | これでよいと思いますが、「必要に応じて」という言葉が連続して使われることは避けたいと思います。 |